

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

議 事 録

日 時 令和6年1月24日（水）
午後1時30分～2時15分

場 所 埼玉会館 3B会議室

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会議事録

1 日 時 令和6年1月24日(水) 午後1時30分～2時15分

2 場 所 埼玉会館 3B会議室

3 出席委員 岩代秀則、岩永貴浩、小川寿士、高橋登美雄、菜畠順子、
野村久美、松田万知子、吉田裕美子
(敬称略、五十音順)

4 議 題 公衆浴場入浴料金統制額の改定について

5 開 会

事務局手塚生活衛生課副課長が開会を宣言し、保健医療部 野澤食品衛生安全局長が挨拶を行った。

続いて、手塚生活衛生課副課長が各委員を紹介した。

6 定足数の確認

審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催し、議決することができないが、委員9名のうち8名の出席があり、手塚生活衛生課副課長が審議会の有効な成立を報告した。

7 会長の選出

現会長である宮崎委員から、本日欠席であることと、会長を辞任し、審議会に出席の委員の中から改めて会長を選任していただきたいとの申出があったことを手塚生活衛生課副課長から伝達した。

審議会規則第5条第1項により会長は委員の互選となっているため、手塚

生活衛生課副課長が会長の推薦を依頼した。

岩代委員から、「従前から学識経験者が会長に就任していたことから、今回は小川委員に会長に就任していただいてはどうか」との提案があり、全員一致で小川委員が選出された。

また、審議会規則第6条第1項により、会長が議長になることとされているため、小川会長が議長に就任し、以後の議事の進行を行った。

8 会議の公開

審議会規則第7条により、会議は原則公開することとされているため、小川会長が「公開」としてよいか諮り、各委員の了承を得た。

9 議事録署名人の指名

小川会長が、岩代委員及び岩永委員に議事録署名人を依頼し、両委員の了承を得た。

10 諮問

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定申請書が提出され、知事から当審議会に対し諮問がなされているため、野澤食品衛生安全局長が諮問書を朗読し、小川会長に諮問書を提出した。

11 議事

〈小川会長〉（「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」について、事務局に説明を求めた。）

〈橋谷田参事兼生活衛生課長〉（資料P.3～5に基づき、「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」を説明した。）

〈小川会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございましたら
お願いいたします。

〈小川会長〉 （特に質問がないため、入浴料金統制額の改定についての審議
に移った。）

〈小川会長〉 （岩代委員に申請書を提出した理由について説明を求めた。）

〈岩代委員〉 一般公衆浴場は行政からの様々な助成策にもかかわらず、施設の
老朽化や経営者の高齢化、後継者不足等により転廃業が進み、
現在の組合員数は最盛期の約10分の1の30軒となっております。経営者の高齢化によって、従業員を雇う必要が生じ、その
結果による人件費の増加や、施設の老朽化に伴う修繕費の増加、
さらには近年のエネルギー価格、物価の高騰など、経営環境は厳
しさを増し、このままでは事業の継続が一層難しくなると考えて
おります。組合としましては、地域住民が健康で衛生的な生活を
送るために、一般公衆浴場が果たすべき役割を十分に理解し、利
用者の利便性を確保するための施策を講じるとともに、経営の安
定のための工夫や努力を重ね、公衆浴場業の活性化に積極的に取
り組んでおります。こうした状況の中、組合において協議を重ね
た結果、令和4年に引き続き、入浴料金の改定を求めるとの結論
に達し、埼玉県知事宛て、入浴料金の改定申請書を提出させてい
ただいた次第でございます。

〈小川会長〉 （続いて、公衆浴場経営実態調査の結果とエネルギー・物価等の

高騰状況及びその影響について、事務局に説明を求めた。)

(橋谷田参事兼生活衛生課長) (資料P. 6～8に基づき、「公衆浴場経営実態調査の結果」、
「エネルギー・物価等の高騰状況及びその影響」を説明した。)

〈小川会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

〈小川会長〉 (特に質問がないため、入浴料金統制額の改定についての審議に移った。)

〈高橋委員〉 これまでの事務局の説明から、値上げはやむを得ないと思います。

〈吉田委員〉 私も値上げはやむを得ない状況だと思いますので、値上げに賛成です。

〈小川会長〉 ただいま、二名の委員から値上げはやむを得ないといった意見がありましたが、審議会として入浴料金を改定する必要があるということでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈小川会長〉 (続いて、入浴料金改定に係る試算について、事務局に説明を求めた。)

〈橋谷田参事兼生活衛生課長〉（資料P.9に基づき、「入浴料金改定に係る試算」を説明した。）

〈小川会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。

〈高橋委員〉 各市町村に高齢者の入浴助成制度がありますが、この制度を活用した利用者はどのくらいいるのでしょうか。

〈岩代委員〉 私は川口市で浴場を経営しておりますが、川口市には「あんしんカード（65歳以上の市民に配布）」というものがあります。これを提示すれば250円で入浴でき、差額は市の長寿支援課からいただいております。

〈岩永委員〉 さいたま市は高齢者に入浴券を配布しており、費用の一部を助成しています。

〈高橋委員〉 事務局の説明などから、大人はワンコインの500円、中人は200円の案がよいと思います。

〈野村委員〉 私も大人500円、中人200円がよいと思います。
前回値上げした際に、利用者の人数に影響はあったのでしょうか。

〈手塚生活衛生課副課長〉 令和4年の経営実態調査において、入浴者数調査を令和4年1

1月7日から11月13日の7日間行いました。前回の審議会により令和4年10月1日から値上げになりましたので、調査は値上げ後に行われております。調査結果は1日当たり118.2人でした。令和3年の調査結果は86.7人でした。新型コロナウイルス感染症の影響等があるため、一概に利用者数が増加したとは言えませんが、少なくとも減ったというようなことはないかなというふうに思っております。また、公衆浴場の経営者からは値上げにより利用者数はさほど減少していないという声は伺っております。

〈吉田委員〉 利用者としては「また値上げ？」とあってしまいます。大人500円と510円では料金負担が大きく異なります。近隣の千葉県などと同じ料金にするのが良いと思います。様々な状況を踏まえて大人500円がよいと思います。

〈岩永委員〉 今まで発言した委員に賛同します。私自身も銭湯などをよく利用しますが、利用者は8割方高齢者という印象があります。このようなことから各市町村において入浴助成制度を行ってききましたが、各自治体の財政は報道等で御存知のとおり、近年かなり悪化しています。各市町村が行っている助成制度も、公衆浴場の入浴料金が30円値上げしたから助成金を10円、20円値上げすることは、非常に厳しい時代と思われれます。すなわち、今回の値上げは利用者のお財布に直接跳ね返ってくるものと承知いただいた方がよいものと思います。

データを調べてきました。消費者物価地域差指数という国が発表している統計があります。最新のものは昨年12月です。南関東で水準の100を超えているのは東京、神奈川、千葉、埼玉です。現在の公衆浴場の料金は東京都が大人520円・中人200円、神奈川県が大人500円、千葉県が500円・中人170円です。よって、大人500円に改定するのは一つの考えであると思います。また、事務局からの説明にあったように、両替等の手間や消費者物価指数が上がっていることは事実です。これらのことから料金の値上げをすることは利用者の理解も得られると思うので、中人の200円への改定も含め、案の1-2を支持します。

〈橋谷田参事兼生活衛生課長〉 皆さんすでに値上げの方向ということで御理解をいただいているところではございますが、県としても昨今のエネルギー・物価等の高騰状況によって、厳しい状況にあることは御説明したところでございますが、この状況を緩和するための措置として、引き上げはやむを得ないものと考えます。一方で、利用者の負担を今後できるだけ少なくするというのも重要でございますので、業者側でもある程度自助努力で、引き続き頑張ってください必要があるかと思っております。よって、20円から40までの幅でご提案させていただきますが、20円ないし30円の幅の中でご検討いただければありがたいと思います。

〈小川会長〉 先ほどの議論において、委員の方々から案1-1または案1-

2という意見であったと思いますが、これら以外のご意見はいかがでしょうか。

〈小川会長〉 （特に意見がなかったため、組合の希望を伺った。）

〈岩代委員〉 事務局の試算や他県の状況等を考慮し、大人料金を200円引上げ、500円としていただきたいと考えております。200円の引上げで、赤字がすべて解消される訳ではございませんが、近年のエネルギー価格等の高騰分について一部補填することはできると考えております。営業者は、より一層の経営努力を重ねながら、公衆浴場業の活性化を図りまして、県民の入浴機会の確保に取り組んでいきたいと思っております。また、合わせまして、今回は中人についても200円の引上げとしたいと考えております。中人の1日の平均入浴者数は少ないですが、多少なりとも収入増につながる点と、大人の500円に合わせて200円とし、なるべくお釣りが発生しないような経営をしていきたいと考えているところでございます。

〈小川会長〉 大人料金について500円、中人料金について200円で皆様方の意見がまとまっていますが、小人料金は70円の据え置きということでよろしいでしょうか。

〈各委員〉 （承認）

〈小川会長〉 それでは、御意見も出そろいましたので、次のとおり答申とし

たいと思います。

大人料金が500円、中人料金が200円、小人料金が70円とすることでよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈小川会長〉 それでは、施行時期について、いつ頃になるのか事務局から説明をお願いいたします。

〈橋谷田参事兼生活衛生課長〉 施行時期につきましては、告示等の事務手続きもございますので、1か月程度いただきまして、2月16日又は20日に告示を行い、周知期間を1か月程度見込みますと、令和6年4月1日頃に施行となろうかと存じます。

〈小川会長〉 それでは、施行時期は、令和6年4月1日を目途としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈小川会長〉 それでは例年、附帯意見が出ていますが、附帯意見がありましたらお願いいたします。

〈小川会長〉 (特に意見がなかったため、会長から提案を行う。)

〈小川会長〉 それでは、「公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が、保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏

まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努める」
ことを、意見として入れてよろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 (承 認)

〈小川会長〉 それでは、改めて答申の内容をまとめさせていただきます。

1 公衆浴場入浴料金の統制額

大人 500円

中人 200円

小人 70円（据え置き）

2 施行年月日

令和6年4月1日を予定

3 附帯意見

公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努めること。

よろしいでしょうか。

〈各 委 員〉 (承 認)

〈小川会長〉 答申書の作成及び知事への提出につきましては、私に一任いただきますようお願い申し上げます。

皆様には後日、答申書の写しを事務局から送付させていただきます。

〈各委員〉（承認）

〈小川会長〉 それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

皆様方には議事進行に御協力いただきありがとうございました。
ここで進行を事務局にお返しいたします。

〈手塚生活衛生課副課長〉（今後の事務手続きについて説明した後、閉会を宣言した。）